



申告書などには
**マイナンバーの記載
+ 本人確認（番号および身元の確認）書類の
掲示または写しの添付**が必要です

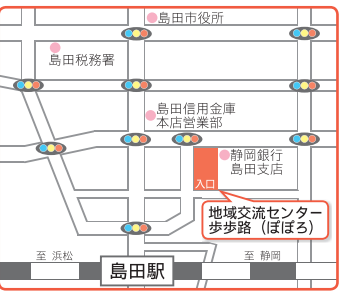
国税庁ホームページ
タックスアンサー

よくある税の質問に対する一般的な回答を、税金の種類ごとに調べることができます。確定申告書作成の参考としてぜひ利用してください。

 <http://www.nta.go.jp>

住宅借入金等特別控除
説明会の持ち物

▶電卓 ▶申告者本人名義の口座番号が分かる物 ▶黒ボールペン ▶印鑑（朱肉を使う物） ▶住所に変更がない人は、入居年月日が分かる書類（電気料や水道料などの領収書） ▶平成30年1月以降発行の家屋の登記事項証明書 ▶金融機関などからの住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書▶源泉徴収票（給与または公的年金などの収入がある人） ▶敷地の登記事項証明書（住宅ローンに敷地分も含まれている人） ▶建築工事の請負契約書または売買契約書の写し ▶敷地の売買契約書の写し（住宅ローンに敷地分も含まれている人） ▶建築確認済証や検査済証の写しまたは建築士からの増改築等工事証明書のいずれか（増改築） ▶長期優良住宅建築計画の認定通知書の写し（認定長期優良住宅の控除を受ける人） ▶住宅の新築・購入、増改築などの際に受領した補助金額などが分かる書類（補助金などがある人） ▶住宅取得等資金の贈与を受けた場合は贈与を受けた人の戸籍謄本



島田税務署の確定申告会場のお知らせ

島田市地域交流センター 歩歩路（ぼぼろ）

住所：島田市本通三丁目6番の1

* 来場の際は、公共交通機関を利用して
ください。
* 島田市地域交流センター歩歩路への問い合わせは遠慮ください。

申告会場に会場する場合、税務署から確定申告書または「確定申告のお知らせ」ハガキなどが郵送された人は、相談の際に必要となりますので必ず持参してください。

確定申告会場は大変混雑するため、長時間待つていただく場合があります。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、パソコンやスマートフォンで画面に従い入力し、所得税の確定申告書を作成できます。作成した申告書は、e-Taxで送信するか、印刷して島田税務署に郵送してください。

〒427-8601 島田市扇町2番の2 島田税務署
<https://www.keisan.nta.go.jp>

市・県民税の申告が重要な人とは

所得税の計算をした結果、確定申告の必要がない人でも、平成31年1月1日現在で市内に住所があり、次のいずれかに該当する人は、市・県民税の申告が必要です。

① 営業や農業、不動産、配当、雑収入などの所得がある（給与所得以外の所得がある）
② 給与所得者で勤務先から申告するよう案内されている
③ 公的年金などの収入金額が400万円以下で、公的年金など以外の所得金額が20万円以下の人のうち、医療費や生命保険などの控除を受ける人
④ 国民健康保険に加入している世帯で所得がない世帯主

また、確定申告期間中の混雑緩和のため、2月14日（日）に市・県民税の申告相談会を開催します。

詳細は、19ページの生活情報を確認してください。

住宅借入金等特別控除の説明会を開催

平成30年中に住宅を新築または購入、増改築などをして一定の要件に該当した場合は、住宅借入金等特別控除を受けることができます。

説明会では、税務署職員が個別に申告書の作成から提出までの指導を行い、その場で確定申告書の提出ができます。

左記「説明会の持ち物」の必要書類などを必ず持参してください。不明な点は「確定申告電話相談センター」に問い合わせてください。

いずれの指定日でも参加できますが、混雑を分散させるため協力をお願いします。

住宅借入金等特別控除の説明会日程

指定日	対象	時間
2月12日（火）	牧之原市	9:30~11:30 13:30~15:30
2月13日（水）	吉田町	
2月14日（木） 15日（金）	島田市 川根本町	

* いずれも会場は「歩歩路（ぼぼろ）」です。
* 説明会では、申告書の提出ができます。

平成30年分 **確定申告の準備はお早めに**

問い合わせ
▶ 所得税等申告＝島田税務署 ☎0547⑦3121
* 所得税などに関する一般的な相談は電話相談センターへ。（自動音声案内「0」を選択）
▶ 市・県民税申告＝市役所税務課市民税係 大石 ☎③0035

市役所の相談会場では、市・県民税の申告、所得税および復興特別所得税のA申告（給与所得など）を中心に申告相談を行います。月曜日および期間の終盤は大変混み合いますので、できる限り下表の指定された期日に相談してください。

* 榛原文化センターの会場では、e-Taxによる自主申告ができます。
* 会場には待合スペースがないため、開場前は施設内に入れません。
* 島田税務署の確定申告会場は、**島田市地域交流センター歩歩路（ぼぼろ）**です。（5ページ左下図）

▶ 申告受付時間 午前8時30分～午後4時
（混雑の状況により、受付人数が多い場合には、時間前に終了する場合があります）
▶ 申告相談時間 午前9時～正午、午後1時～当日受付分終了まで

会場 期日	市史料館ホール	外 部 相談日	榛原文化センター 3階会議室	外 部 相談日
		税理士		税理士
2月18日（月）	指定地区なし	税理士	指定地区なし	
19日（火）	指定地区なし	税理士	指定地区なし	
20日（水）	東萩間、牧之原		勝間下、勝間上、切山下、切山中	税理士
21日（木）	白井、男神、女神、大寄、西萩間		勝田上、勝田下、三栗、朝生	税理士
22日（金）	白井、男神、女神、大寄、西萩間		坂部第1、坂部第2、坂部第3	税理士
25日（月）	松本、西山寺、中西、黒子、蛭ヶ谷、和田		坂部第4、坂部第5、坂部第6	
26日（火）	地頭方		根松、堀の内、時ヶ谷	
27日（水）	片浜		道上、後原、谷の口	
28日（木）	須々木、鬼女新田		牧之原北、牧之原南、布引原、牧之原中央	
3月1日（金）	大江、菅ヶ谷		日機装、仁田、道場、追廻、中	
4日（月）	大江、菅ヶ谷		橋柄、新戸、庄内、鹿島	
5日（火）	大沢		東慶林、県営住宅、西福田、東福田	
6日（水）	落居、笠名、堀野新田		青池、寄子、橋向、藤沢	
7日（木）	相良、福岡		青池、寄子、橋向、藤沢	
8日（金）	波津、汐見台		1丁目、3丁目、10丁目	
11日（月）	波津、汐見台		6丁目、仲町	
12日（火）	新庄、遠渡		東5丁目、西5丁目、11丁目、12丁目	
13日（水）	新庄、遠渡		2丁目、4丁目	
14日（木）	指定地区なし		指定地区なし	
15日（金）	指定地区なし		指定地区なし	

* 税理士＝税理士による無料相談

確定申告を相談する場合は下記に注意してください。

○ 島田税務署「歩歩路（ぼぼろ）」で申告対象の人 土地や株式の譲渡などがある人、1年目の住宅ローン控除がある人、消費税の申告をする人、平成29年以前の申告をする人、青色申告の人。

○ 収支内訳書 事業所得の収支内訳書が完成していない場合は、申告相談ができません。（必ず作成してから来場）

○ 社会保険料控除 公的年金から天引きされている介護保険料や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料は年金受給者本人のみが対象です。

○ 税理士による無料相談（午前9時30分～正午、午後1時～午後4時）の対象となる人

① 前年分の所得金額が、300万円以下の事業所得者、不動産所得者、雑所得者（年金受給者を除く）
* 青色事業専従者給与額・青色申告特別控除額または事業専従者控除額を控除する前の金額。

② ①の人で消費税の課税事業者である場合には、本年分の基準期間の課税売上高が3,000万円以下の人

③ 給与所得者および年金受給者（ただし、所得金額が高額な人や相談内容が複雑な人は除く）

○ 昨年確定申告をしている場合は、その確定申告書や収支内訳書の控えなども持参してください。

○ マイナンバーの記載が必要となりますので、申告する人のマイナンバーカード（持っていない場合は通知カード+運転免許証などの身分証明書の写し）を持参してください。